別表七の二付表三　記載要領

1　この表は、法第81条の５の２第２項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限る。）又は連結親法人が法第81条の31第５項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項の規定により還付の請求をする場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

2　「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、法第81条の20第４項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）及び第81条の31第５項に規定する災害による損失の額を記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。

3　「仮決算による連結中間申告の中間連結欠損金個別帰属額（当該連結法人の連結中間申告の別表七の二付表一「24」）⑽」の欄は、連結親法人が令第155条の12の２第２項（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該連結親法人の同条第１項に規定する中間連結欠損金個別帰属額とみなされる金額を含めて記載すること。

別表六の二の記載要領第１号中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改め、同第二号中「特例）」の次に「並びに第39条の124の６第１項及び第２項（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）」を加え、「第２項の規定」を「第２項並びに第39条の124の６第１項及び第２項の規定」に改める。

別表九の二の表中「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「33の①」又は別表四の二付表「42の①」）」を「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「33の①」又は別表四の二付表「41の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「の益金又は損金算入」を削る。

別表十一の記載要領第１号及び第二号中「所得の特別控除」を「課税の特例」に改め、同第三号を削る。

別表十二の二の表中「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」）」を「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二「33の①」）」に改める。

別表十三の表中「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「47の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「及び第５号」を削り、「という。）第58条」を「という。）第58条第４項」に、「平成28年旧措置法第68条の61」を「平成28年旧措置法第68条の61第４項」に改め、同第五号中「若しくは平成28年旧措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）」及び「若しくは平成28年旧措置法第68条の62（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）」を削り、同第七号を削る。

別表十八の表を次のように改める。